

## 時論

## 海洋の自由と漁業協定

大平善梧

## 一 海洋の自由の國際法的意義

海洋の自由は、一六〇八年のグロッチウスの『海洋自由論』の公刊以來、多くの慣行と學説とに裏附けられて、現在は古典的な國際法上の原則となつてゐる。だが、海洋自由の原則が明白な國際法上の公理となつておるにわかならず、この原則の意味する内容及びその効果については、必ずしも判然と確定してゐるわけではない。現行の國際慣習法上において、海洋の自由が、次ぎの二つの内容を含んでゐることは確かである。一つは歸屬の自由であり、他は行使の自由である。この二つの性格を現わすために、従來多くの國際法學者は、海洋は無主物 *res nullius* であり、かつ、公共物 *res communis* であると説明してきた。グロッチウスの『海洋自由論』は、萬民法 *ius gentium* 上の用語例を以てすれば「海洋は均しく無主物 *res nullius* であり、公共物 *res communis* であり、また公有物 *res publicae* である」と言つてゐる（第五卷）。先ず、歸屬の自由という面において、公海はいずれの國の專屬的な領有權の對象とならず、

換言すれば、いずれの國家の領域ともならない。さらに、海洋が、領有權から自由であるばかりでなく、その他のあらゆる國權からも自由であることを意味する。海洋は、現に無主物 *res nullius* であるとともに、無主物として永續する性格を有してゐる。従つて、後日に先占を許す *res nullius* という觀念では、海洋の性格を説明するのに不十分である。次ぎに、海洋は、その使用が自由であつて、何人も他國家からの妨害を受けることなく、これを利用することができる。航海・漁業・海底電線の布設・その他の經濟的利用はもちろんで、さらに一切の利用が許される。ローマ法における公共物 *res communis* は、萬人がこれを使用しうるもので、公共所有に屬するものを指している。公共物が、公用物 *res in publico usu* として、萬人の使用に供せられるものであるから、その點で *res communis* なる語は、海洋の使用自由の面を説明しておるように思われる。

海洋の歸屬の自由と、行使の自由とを一共にして、果して海洋の自由は、國際法理論上、如何なる構成をとつてくるか。實際に海洋を使用する主體は、國家にあらずして個人で、海運業者、漁業者、通信業者、間接には貿易業者その他の經濟人、さらに終極的には消費者その他の大衆となる。そして海洋の使用の用具となるものは、船舶（商船または軍艦）である。海洋の使用の自由を確保するということは、かかる個人の航海・漁業その他の經濟的利用を實質的に保障することだけではない。従つて國際法が海洋の自由を承認すると言ふことは、海洋

の經濟的利用をすべてのものに開放して、外部からこの利用を妨害できないように國際法的に保障することである。海洋を人格視して、海洋そのものの自由を問題にすることは、物理的な考察であつて、社會的な觀察ではない。海洋の自由は、どこまでも、國際社會の法制度として、これを攻究せねばならない。先ず、國際機關が、直接に海洋における法秩序の保持に努める限りでは、國際法が直接に海洋の使用の自由を保障するものと見られる。國際機關による海洋の秩序保持が、有效に行われるとするならば、海洋は國際社會の「公域」public domain となると考えられる。現在においては、海運について、「政府間海事協議機關」Inter-Governmental Maritime Consultative Organization I. M. C. O. は未設立であり、漁業については、さらに、一般的な國際機關の成立の氣運さえ見えない。そこで、海洋の使用の自由は、個別的な國家による保護にゆだねられることになり、時に各國が海洋に關する協定を結んだとしても、結局において、船舶の旗國の積極的な保護を確立することが、海洋の自由の保障となつてゐる。公海においては、各國がその所屬船舶を競合して保護してゆくとともに、他國からの自國船舶に對する外的干渉を互に排除することになる。ここにおいて、海洋の自由に對する國家的な保障措置としては、他國からの自國船舶に對する干渉を排除する保護權の確立ということになる。かかる國家の自國船舶に對する保護權は、領有權に類する物的國權ではなくして、船舶を法人視することを許される

#### 海洋の自由と漁業協定

ならば、一種の對人高權 *Personalhoheit* と考えられる。換言すれば、船舶は「浮べる領土」*floating territory* ではなくして、「浮べる企業體」と看做さるべきである。かくして、海洋の自由は、公海における各國の船舶の保護權の行使の自由に置き代えられ、公海は、かかる國家の保護權の競合する「國際公域」*domaine public international* として意義づけられることになる。

#### 二 海洋自由の原則の任意法性

海洋の自由の原則は、歴史的な國際法上の概念であり、通常解されるような絶對不動な法原理ではない。この原則が、一般國際慣習法上、殆んど確立しているようにも思われるが、その内容及び程度も判然していない。戰時において、特に交戰國によつて中立人の海洋の自由の侵害が行われる。いな、さらに進んで、すでに戰爭の違法性の思想が生じた以上、傳統的な中立國の海洋の自由は無條件には承認しがたいという主張が強くなつてきた。侵略國に對しては、中立通商は禁遏さるべく、制裁實行國に對してのみ、海洋の自由に基づく援助を供すべきことが主張されるにいたつた。海洋の自由が、法的概念であるとともに、政治的概念であることが判り、國際法の傳統的な公理であるものとは考ええない。一九二七年國際法學會のローザンヌ大會にて、海洋の自由原則は、反對の條約がないかぎり、排他的管

轄のもとに、船舶の旗國による公海の使用の自由である旨を宣言しておるが、海洋の使用が、法的には條約によつて制限されることを承認せねばならない。海洋の自由が、國家の船舶保護權として現われている以上、國家が任意に自己の權利を制限することは可能である。海洋の使用の自由を制限することは、可能であるばかりでなく、實際しばしば行われている。若し、公海のある海面における漁業を規制する必要があるならば、列國は國際條約の締結によつてこれを行うことができる。一八八二年五月六日に英・白・丁・佛・獨・蘭の間に結ばれた北海漁業取締條約は、漁業協定の代表的な先例である。さらに進んで、海洋の歸屬の自由も、決して固定的なものではない。現在の如くに、海洋が無主物にとどまる必要はなく、各國の共有にも、また國際社會の公有にも改めて協定によつて變更することは可能である。場合によつては、各國の分割領有、さらに一國の單獨領有すら想像することができよう。現在のところ、國際慣習法が、國家による海洋の專屬的所配を容認していないのにとどまる。今日の國際社會の法意識は、原則として海洋の自由、ことにその歸屬の自由の保持に強い關心を存している。ここにおいて、海洋の自由の原則が、國際慣習法に基づく任意法、すなわち、國際法上の黄金律であつたことを知るのである。

### 三 漁業協定による海洋自由の制限

昭和二十六年九月八日に調印された對日講和條約第九條は、

公海における漁獵の規制又は制限並びに漁業の保存及び發展を規定する協定の締結を約束した。この規定に基づき、昭和二十六年十二月十四日、日本・アメリカ・カナダの三國間に『北太平洋の公海漁業に關する國際條約』の假調印を了した。インドネシア、フィリッピン、濠洲との間にも續いて漁業協定が成立するものと豫想される。臺灣さらに韓國との間にも、漁業交渉が行われねばなるまい。ソ連と中共との間にも漁業問題を處理すべき必要はさらに増大するであろう。また一九四六年の國際捕鯨條約に、日本は昭和二十六年四月二十一日付で加入が承認された。

對日講和條約第九條の漁業協定は、終戦後いわゆるマツカール・ラインによつて日本の海洋漁業に課せられていた地域的操業制限を排除する意味においては海洋の自由を擴大したものであるが、新たに日本漁業に協定によつて操業制限を賦課する意味において海洋の自由を制限するものである。もちろん、海洋資源の無盡藏性は過去の夢と化し、漁獵も計畫的な國際取締を要するにいたつたことは認識せねばならない。今日の海洋資源の門戸開放は、公海漁業についての資源學的合理性と國際的公平とを目標とする國際漁業機構によつて裏付けられねばならない。吾人は、漁業資源保存を目的とする公正な國際的統制の完成を期待するけれども、敗戦の事由のために公海漁業の自由が制限されて、連合國の漁業者の不當な利益を保障することは、傳統的な海洋自由の原則に反するものと考えられる。海洋

自由の任意法性を承認せねばならないとしても、個別的な條約によつて、特定國の海洋特權を保障することは、好ましいこととは言いがたい。ことに隣接水域に對する沿岸國の漁業特權を認めようと企てることは、自由海から閉鎖海へ逆轉するもので、國際社會の基本的動向に照して許しがたい。

他國の漁業の禁止を主張する沿岸國の閉鎖海論的な一方的宣言は、今日までしばしば行われた。一八二一年ロシアがベーリング海の鹽鯨捕獲禁止の法令を發布し、その海岸から百イタリア渾の距離まで、その管轄權を主張した事件があり、さらにアラスカを購入した米國が、一八八六年にいたつて、同様の取締の權利を主張して、カナダ船を捕獲した事件がある。この二事件は、けつきよく海洋の自由を肯定するように落着したが、最近再び新らしく海洋資源の保護を目的とする閉鎖海論的な沿岸國の主張が擡頭した。一九四五年九月二十八日に米國大統領トルーマンは、二の宣言を發表し、その一において合衆國に隣接する公海において漁業の保護のために保存海區の設定をはかることを主張し、「これらの漁業活動が自國民のみによつてのみ開發され繼續されてきた場合又は將來もそうであらう場合においては、合衆國は、漁業活動が合衆國の規則及び統制に従わなければならない明白に釐定された保存海區を設定することと適當と認める」と宣言した。この思想は、昨年末の三國漁業會談における米加兩國共同原案の中に盛りこまれており、三國漁業條約においても、さげ、にしん、おひょうに對する米加の

特別な地位を認めたことも、裏面から見れば二國の閉鎖海の特權を容認したものであつた。果然、米加の要求は、フィリピン、インドネシア、韓國にも影響を與え、一九五二年一月十九日には、韓國李承晩は、隣接海域に對する主權の主張をなし、この李承晩ライン内の水域への日本漁船の立ち入り禁止を一方的に宣言するにいたつた。かくして對日講和をめぐつて、日本漁業の制限をはかるために、セルデン流の閉鎖海論は新しい姿で復活したのである。

海洋資源の保存をはかる目的は正しいが、この保存の目的を達成するには、公正な相互的な國際協定によるべきであつて、沿岸國の一方的宣言でこれを行いうるものではない。海洋は、國際法上は公海 *mare senitum* であつて、その使用は原則として自由である。海洋の自由を國際協定によつて規制する目的は、海洋の使用の自由を充實せしめるためのものでなければならぬ。海洋資源の公正有效な獲得のために、一般的な國際的統制が必要なのである。この見地から、世界規模における國際漁業機構の一日も早い成立を待望する。ここにおいては、各國に競合的に行われた船舶保護權を集合して、國際漁業機關による一元的な漁船規制が行われることにならう。かくして公海は初めて國際社會の眞の『公域』となり、國際社會の直接管轄する國際的『領域』となるであらう。對日講和條約に基づいて今後順次に締結されてゆくべき漁業協定は、かかる公海秩序の形成に役立つ如き公正なものであることを熱願する。

## 北太平洋の公海漁業に関する國際條約案 (一九五一年二月一四日假調印)

正當に委任したそれぞれの代表者を通じてこの條約に署名した日本國、カナダ及びアメリカ合衆國の政府は、主權國として、國際法及び國際慣習の原則に基く公海の漁業資源を開発する各自の權利に照して行動し、

北太平洋の漁業資源の最大の持続的生産性を確保することが人類の共通の利益及び締約國の利益に最もよく役立つこと並びに各締約國がこの資源の保存を促進する義務を自由且つ平等の立場において負うべきことを信じ、

これらの考慮にかんがみて、(1)締約國にとって共同の利害關係がある漁業の最大の持続的生産性を確保するために必要とされる保存措置の確定に必要な科学的研究を推進し、及び調整するため、並びに締約國にその保存措置を勧告するため、この條約の三締約國を代表する國際委員會を設置すること並びに(2)各締約國が前記の保存措置に関する勧告を実施し、並びに自國の國民及び漁船に対して所要の抑制を設けることができわめて望ましいことを認め、

よつて、次のとおり協定する。

## 第一條

- 1 この條約が適用される区域(以下「條約区域」という。)は、北太平洋の全水域(領水を除く。)とする。この條約の適用上、この水域は、接続する諸海を含むものとする。
- 2 この條約のいかなる規定も、領水の範圍又は沿岸の國の漁業管轄權に関する締約國の主張に不利な影響を与えない(主張を害する)ものとみなしてはならない。
- 3 この條約の適用上、「漁船」とは、魚類を漁獲すること又は公海で積載した魚類を加工し、若しくは輸送することに従事

する船舶あるいはこのような活動のための裝備を有する船舶をいう。

## 第二條

- 1 締約國は、この條約の目的を達成するために、北太平洋漁業國際委員會(以下「委員會」という。)を設置し、及び維持する。
- 2 委員會は、三の國別委員部で構成し、各該國別委員部は、それぞれの締約國の政府が任命する四人以下の委員で構成する。
- 3 各該國別委員部は、一個の投票權を有する。委員會のすべての決議、勧告その他の決定は、第三条1(c)(ii)の規定に基き二の國別委員部が関与する場合を除く外、三の國別委員部の全会一致の投票によつてのみ行うものとする。
- 4 委員會は、その會議の運営に関する規則を決定し、及び、必要があるときは、これを改正することができる。
- 5 委員會は、少くとも毎年一回會合し、また國別委員部の多数が要請するその他の時期に會合する。第一回會議の期日及び場所は、締約國間の合意で決定する。
- 6 委員會は、その第一回會議において、議長、副議長及び事務局長を異なる國別委員部から選定する。議長、副議長及び事務局長の任期は、一年とする。その後の各年においては、國別委員部からの議長、副議長及び事務局長の選定は、各締約國がそれらの地位に順番に代表されるように行うものとする。
- 7 委員會は、その本部の設置に適した場所を決定する。
- 8 各締約國は、共通の関心事である北太平洋漁業問題に精通した者からなる諮問委員を自國の國別委員の部のために設置することができる。各諮問委員會は、委員會が祕密会とする

旨を決定した会議を除く外、委員会のすべての会議に出席するように招聘されるものとする。

9 委員会は、公聴会を開くことができる。また、各国別委員部は、自国で公聴会を開くことができる。

10 委員会の公用語は、日本語及び英語とする。提案及び資料は、いずれの一方の国語によつても委員会に提出することができる。

11 各締約国は、自由の国別委員部の経費を決定し、且つ、支払うものとする。委員会の共同の経費は、委員会が勧告し且つ締約国が承認する形式及び割合において締約国が負担する分担金により、委員会が支払うものとする。

12 共同の経費の年次予算は委員会が勧告し、且つ、締約国に承認のため提出する。

13 委員会は、その共同の経費のための資金の支出の権限を有する。委員会は、その任務を遂行するために、必要な人員を雇用し、及び必要な便益を取得することができる。

### 第三 条

1 委員会は、次の任務を遂行する。

- (a) この条約の附属書に明記される魚種について、当該魚種が第四条の規定に基く自発的抑止のための条件を引き続き備えているかどうかを毎年決定するために研究すること。委員会は、当該魚種が第四条の条件を備えていないと決定したときは、当該魚種が附属書から除かれるべきことを勧告する。但し、附属書に最初から明記される魚種については、この条約の効力発生後五年間は、当該魚種が自発的抑止のための条件を引き続き備えているかどうかについての決定又は勧告をしないものとする。

(b) 附属書に追加をすることができるように、条約区域の魚

種で一又は二の締約国がその大部分の漁獲を行っているものを、当該魚種が第四条の規定に基く自発的抑止のための条件を備えているかどうかを決定するために締約国の要請に基いて研究すること。委員会は、特定の魚種が第四条の条件をみたしているとして決定したときは、(1)その魚種を附属書に追加すべきこと、(2)該当する一又は二の締約国がその魚種の漁獲を自発的に抑止すべきこと及び(3)その魚種の漁獲に参加する一又は二の締約国が必要な保存を引き続き実施すべきことを勧告する。

(c) 条約区域の魚種について、

(i) 二又は三の締約国が実質的漁獲を行っている魚種で、この条約の締結の際現に存する当該締約国間の保存協定の対象となっていないものを、共同の保存措置の必要を決定するために関係締約国の要請に基いて研究すること。

(ii) 前記の研究の結果とるべき必要な共同の保存措置（その緩和を含む）を決定し、及び勧告すること。但し、その魚種の実質的漁獲に従事している締約国の国別委員部のみが当該決定及び勧告に関与することができる。決定及び勧告は、すべての締約国に規則的に通報されるが、締約国のうち国別委員部が当該決定又は勧告に関与したもののみに適用される。

(iii) 附属書に明記される魚種について、それが締約国間の保存協定の対象となっていないかどうかを問わず、随時とられる保存措置を規則的に報告することを一又は二の關係締約国に要請し、及びその情報を他の一又は二の締約国に送付すること。

(d) この条約の違反に関する同等の刑の細目の制定について

## 一橋論叢 第二十七卷 第三號

審議し、及び締約国に勧告をすること。

(e) 締約国が第八条に従つて提供する記録を編集し、及び研究すること。

(f) 委員会の事業、調査及び認定に関する報告を適当な報告とともに毎年各締約国に提出し、また、適当と認めるときはいつでも、この条約の目的に關係のある事項について各締約国に通報すること。

2 委員会は、關係締約国の同意を得て、第五条2の規定に基き締約国が同意した約束及び本条の規定に基いて委員会が勧告し且つ關係締約国が受諾した措置がどの程度に有効であつたかを確かめることができるような手段をとることができる。

3 委員会は、その任務の遂行に当り、できる限り、締約国の官公署の技術的及び科学的職務並びに情報を利用するものとし、また望ましく且つ可能なときは、公私の団体若しくは機關又は個人の職務及び情報を利用することができる。

## 第四 条

1 委員会は、勧告するに当り、この条約の精神及び意図並びに次の考慮に従わなければならない。

(a) この条約の規定に基いて決定される魚種のための保存措置は、その魚種の実質的漁獲に従事しているすべての締約国に平等に適用されるように勧告されなければならない。

(b) 次のすべての条件を合理的にみたしていると委員会が決定した魚種については、第三条1(b)の定めるところにより、勧告されなければならない。

(i) 科学的調査に基く証拠により、当該魚種の一層強度の漁獲が年々持続可能な漁獲高の実質的增加を招来しないことが明らかなこと。

(ii) 当該魚種の漁獲が、その最大の持続的生産性の維持又

は増加のため、その漁獲に実質的に従事している各締約国の法的措置により制限され、その他何らかの方法で規制されていること。この制限及び規制とは、科学的調査に基く保存計画に合致するものをいう。

(iii) 当該魚種が、それが完全に利用されているかどうか及び何が当該魚種の最大の持続的生産性の維持に必要な条件であるかどうかを発見するための広はんな科学的研究の主題となつていふこと。もつとも、次のものについて、關係締約国の自発的抑止を勧告してはならない。(1) その締約国がこの条約の效力発生直前の二十五年の間のいずれかの時期において本条4に掲げる条件を申しやうして実質的漁獲を行つたことがあると認められる魚種、(2) この条約の締約国以外の一又は二以上の国が大部分を漁獲している魚種並びに(3) 關係締約国の漁獲の操業の歴史的交流、この操業によつて漁獲される魚種の交錯並びに關係締約国間の共同の保存及び規制に関する長期にわたつて確立した歴史が存するために、その結果として操業及び取締の分離が実行困難となつている水域。この但書(3)の条件は、アラスカ湾の水域以南のアメリカ合衆国及びカナダの太平洋岸の地先沖合の水域についてカナダ及びアメリカ合衆国に適用されるものと認める。よつて、この水域については、アメリカ合衆国又はカナダのいずれか一方のみの自発的抑止を勧告してはならない。

2 いかなる決定又は勧告に當つても、当該魚種の生産性、漁獲又は管理に一時的な衰退又は停止を招来したところのある同盟罷業、戦争又はその他の例外的な経済的若しくは生物学的条件の影響を申しやうくしなければならぬ。

## 第五條

1 この条約の附属書は、この条約の不可分の一部をなす。すべて「条約」というときは、現在の字句における、又は第七條の規定に従つて修正されたこの附属書を含むものと了解する。

2 締約国は、この条約の附属書に最初から明記されるいづれの魚種も第四條に定める条件をみたすものであることを承認し、従つて、該当する一又は二の締約国がその魚種の漁獲を自発的に抑止すること及びその魚種の漁獲に参加する一又は二の締約国が必要な保存措置を引き続き実施することに同意する。

## 第六條

締約国は、この条約の締約国でない国の国民又は漁船が委員会の事業又はこの条約の目的の達成を妨げていることを知ったときは、そのことについて他の締約国の注意を喚起しなければならない。すべての締約国は、前記の締約国の要請があつたときは、このような妨害的影響を避けるため、又はいづれかの締約国をこのような妨害的影響から免れさせるため、とるべき措置について協議することに同意する。

## 第七條

1 この条約の附属書は、その修正について第三條1の規定に従つて委員会が行つた勧告の受諾に関するすべての締約国からの通告を委員会が受領した日から修正されるものと認めらる。

2 委員会は、附属書の修正の受諾に関する各通告を受領した日すべての締約国に通告する。

## 第八條

締約国は、委員会が要請するすべての記録をできる限り保守

## 海洋の自由と漁業協定

し、且つ、委員会の要請があつたときは、その記録及びその他の情報の編集物を提供することに同意する。いかなる締約国も、この規定に基いて個々の操業の記録を保存し、及び提供することを要請されることはない。

## 第九條

1 各締約国は、次のことに同意する。

(a) 締約国の国民及び漁船は、当該締約国が漁獲を自発的に抑止することに同意した魚種について、附属書に明記する水域において当該魚種の漁獲に従事すること及び漁獲した当該魚種を当該水域において積載し、加工し、所持し、又は輸送することを禁止される。

(b) 締約国の国民及び漁船は、当該締約国が保存措置を引き続き実施することに同意した魚種について、附属書に明記する水域において当該保存措置に基いて設定された規制に違反して漁業活動に従事することを禁止される。

2 各締約国は、この条約の規定を実効的にするため、その国民及び漁船について、違反に對する適当な罰則を伴う必要な法令を制定施行し、且つ、このことに関し自国がとつた措置の報告を委員会に送付することに同意する。

## 第十條

1 締約国は、この条約の規定を誠実に実施するため、適当且つ有效な措置をとることに相互に協力することに同意する。従つて、締約国は次のとおり同意する。

(a) この条約の規定に従つて締約国が漁獲を自発的に抑止することに同意した水域で当該締約国の漁船が発見されたときは、いづれの締約国の正当に権限を有する公務員も、その漁船に臨んでその装備、帳簿、書類その他の物件を検査し、及び船上にある人に対して質問をすることができる。



前記の公務員は、船長の要求があつたときは、各自の政府が発行した身分証明書を呈示しなければならない。

(b) 前記の人又は漁船が、現にこの条約の規定に違反して操業に従事しているとき、又は前記の公務員がその漁船に臨む直前にそのような操業に明らかに従事したと信ずるに足る相当の理由があるときは、その公務員は、その人を逮捕し、又はその漁船を逮捕することができる。この場合において、当該公務員の所属する締約国は、前記の人又は漁船の所属する締約国にその逮捕又は逮捕を通告し、且つ、できる限りすみやかに、両締約国が相互に合意する場所である人又は漁船をその所属する締約国の権限を有する公務員に引き渡さなければならない。但し、前記の通告を受領した締約国が直ちに引渡しを受けることができず、且つ要請をしたときは、その通告を行つた締約国は、前記の人又は漁船を両締約国が相互に合意する条件により自国の領域内で監視の下に置くことができる。

(c) 前記の人又は漁船の所属する締約国の当局のみが、違反を裁判し、且つ、これに対する刑を科することができる。違反を証明するのに必要な証人及び証拠は、この条約の締約国の管轄下にある限り、違反を裁判する裁判管轄権を有する締約国にできる限りすみやかに提供されなければならない。

2 一又は二の締約国が、この条約の規定に従つてある種の魚種について保存措置を引き続き実施することに同意した水域における当該締約国の国民又は漁船については、当該締約国は、単独に又は共同して取締を行うものとする。この場合において、当該締約国は、当該魚種の魚獲を自発的に抑止することに同意した締約国に対し委員会を通じてその取締の状況

を定期的に通報し、且つ、要請があつたときは、その取締の実施を視察する機会を与えることに同意する。

3 締約国は、この条約の実施の五年後から一年の間に、本条の取締規定の実効性を検討するため、また、望ましいときは、それを一層実効的に実施する方法を審議するため、会合することに同意する。

#### 第十一條

1 この条約は、締約国により各自の憲法の手続に従つて批准されなければならない。批准書は、なるべくすみやかに東京で交換されるものとする。

2 この条約は批准書の交換の日に効力を生ずる。この条約は、十年間効力を存続し、その後は、一締約国が他の締約国にこの条約を終了させる意思を通告する日から一年間効力を存続する。この条約はそれによつてすべての締約国について終了する。

以上の証拠として、各全権委員は、正当に委任を受けて、この条約に署名した。

千九百五十年 月 日東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書三通を作成した。

#### 附 属 書

1 次に掲げる魚種及び水域については、この条約の第五条2の規定に従つて、日本国は、漁獲を自発的に抑止することに同意し、カナダ及びアメリカ合衆国は、必要な保存措置を引き続き実施することに同意する。

(a) おひよう(ヒボグロス・ステノレビス)

おひようの商業的漁獲が行われており、又は可能であるカナダ及びアメリカ合衆国の地先沖合の条約区域。この附

## 2

属書でおひようと、北アメリカ沿岸に沿って発生するおひょうをいう。

(b) にしん(クルミア・バラシイ)

北アメリカ系のにしんの商業的漁獲が行われており、又は可能であるカナダ及びアメリカ合衆国の地先沖合の条約区域(ベーリング海とアラスカ半島の先端を通過する子午線の西の北太平洋の水域とを除く。)

(c) さげ(オンコリンカス・ガルブリーシャ、オンコリンカス・ケタ、オンコリンカス・キジュイーチ、オンコリンカス・ネルカ及びオンコリンカス・チャウイーチャ)

カナダ及びアメリカ合衆国の川に発生するさげの商業的漁獲が行われており、又は可能であるカナダ及びアメリカ合衆国の地先沖合の条約区域(ベーリング海とアトカ島の西端を通過する子午線に従う暫定的の線の西の北太平洋の水域とを除く。)

次に掲げる漁種及び水域については、この条約の第五条2

の規定に従って、日本国及びカナダは、漁獲を自発的に抑止することに同意し、アメリカ合衆国は、必要保存措置を引き続き実施することに同意する。

さげ(オンコリンカス・ガルブリーシャ、オンコリンカス・ケタ、オンコリンカス・キジュイーチ、オンコリンカス・ネルカ及びオンコリンカス・チャウイーチャ)

アメリカ合衆国の川に発生するさげの商業的漁獲が行われており、又は可能である、アラスカの西海岸のプリンス・オヴ・ウエールズ岬から西へ西経百六十八度五十八分二十二秒五九に至り、次いで真南へ北緯六十五度十五分零秒の点に至り、次いで北緯五十一度・東経百六十七度を通過する大圏コースに沿ってその大圏コースが西経百七十五度の子午線と交さる点に至り、次いで南へこの子午線上の暫定的の線に沿ってアトカ島の領水の限界に至る線の東のベーリング海の条約区域。